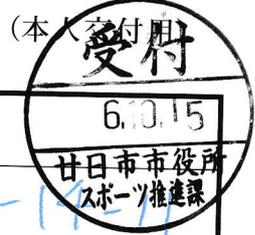


学校施設使用許可書兼使用料減免決定通知書



※ 太枠欄について、記入してください。

出 願 者	団 体 名	廿日市合気道クラブ			
	申 請 者	住 所	広島市佐伯区築々園3-11-1		
		氏 名	小谷 祐一		
	次のとおり (廿日市学校 格技場) を使用したいので、許可してください。 なお、使用上の注意事項を遵守します。				
	使 用 目 的 (行 事 名)	合気道の稽古			
	使 用 日 時 (使用する日をすべて 記入してください。)	2024年11月6日(水) 19:00~21:00 (うち運動場照明設備使用 時間)	11月11日(月) 19:00~21:00 (うち運動場照明設備使用 時間)	11月13日(水) 19:00~21:00 (うち運動場照明設備使用 時間)	11月18日(月) 19:00~21:00 (うち運動場照明設備使用 時間)
	11月20日(木) 19:00~21:00 (うち運動場照明設備使用 時間)	11月25日(月) 19:00~21:00 (うち運動場照明設備使用 時間)			
団 体 責 任 者 (連 絡 先)	小谷祐一 (TEL 090-8244-5579)	人 数	10 人		
備 考 (使用器具等)	照明	屋内運動場等 の使用面積	全面・1/2面 ()		
使用料の減免区分 (○で囲んでください。)	<ul style="list-style-type: none"> 市が利用、主催及び共催するとき【免除】 利用者の半数以上が児童(満18歳に満たない者)のとき【免除】 利用者の半数以上が障がい者(介助者を含む)のとき【免除】 利用者の半数以上が高齢者(満65歳以上の者)のとき【1/2免除】 その他() 				
廿日市市教育委員会教育長 様					
学 校	◎学校運営上、支障のないことを確認しました。 廿日市市立 廿日中 学校長				
教育委員会使用欄	上記のとおり学校施設の使用を許可します。 減免措置 1 施設使用料 290 円 × 2 H × 7 日 × 1/2 面 × = 2030 円 照明設備使用料 円 × H × 日 × 面 × = 円 (運動場) 合計 2,030 円を納付すること。 2 廿日市市立学校施設使用条例及び廿日市市立学校施設使用規則を遵守すること。 上記金額を領収しました。				
		廿日市市教育委員会教育長			

* 学校長印の無いものは、無効です。

- 使用上の注意事項
- 1 使用後は、清掃及び整理し、復旧すること。
 - 2 ゴミは持ち帰ること。
 - 3 使用時間は厳守すること。
 - 4 その他使用する学校の指示に従うこと。
 - 5 使用中の事故は、使用者の責任により処理すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。